

建設雇用改善法に基づく 「雇用管理研修」開催のお知らせ

株式会社 建設産業振興センター

当振興センターは、厚生労働省へ標記研修開催事業者募集に企画提案し、平成 23 年度の「建設雇用改善法に基づく雇用管理責任者を対象とした雇用管理研修開催事業者」に認定されました。(平成 22 年度までは独立行政法人雇用・能力開発機構が実施)

雇用管理研修は、建設雇用改善法で事業主に選任が義務付けられた雇用管理責任者等を対象とした研修で、「事業主は雇用管理責任者について、必要な研修を受けさせる等雇用管理に関する事項を管理するための知識の習得および向上を図るように努めなければならない。(法第 5 条第 3 項)」と規定されております。

47 都道府県で開催し、受講料は無料です。弊社ホームページより受講のお申し込みが可能です。ぜひこの機会にご受講ください。詳細は弊社ホームページをご参照下さい。

(建設産業振興センターホームページ <http://ks-sc.co.jp>)

〈雇用管理研修カリキュラム〉

時間	テーマ	主な内容	講義時間
9 時 16 時 30 分	雇用管理総論	① 建設業の特徴 ② 建設労働の実態 ③ 下請構造 (雇用、請負、委任、偽装請負) ④ 建設雇用改善法の概要 ・雇用管理責任者の選任と役割 ・建設業務有料職業紹介、建設業務労働者就業機会確保事業について	1 2 0 分
	労働保険と社会保険	① 労災保険 (かくし労災を含む)、雇用保険 ② 厚生年金、国民年金 ③ 健康保険	9 0 分
	労働基準法の概要	① 雇用契約、就業規則 ② 賃金管理 ③ 労働時間管理 ④ 女子、年少者	1 3 0 分
	建設業退職金共済事業の概要	① 退職金の意義 ② 建設業退職金共済制度	2 0 分